

本号で公布された条例のあらまし

◇香川県情報公開条例の一部を改正する条例（平成30年香川県条例第31号）

- 1 県政に関する情報公開の一層の推進を図るため、行政文書の公開を閲覧又は視聴により行う場合の手数料を徴収しないこととする等の所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇香川県使用料、手数料条例の一部を改正する条例（平成30年香川県条例第32号）

- 1 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成29年国土交通省令第63号）の一部が改正され、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録に係る手続が大幅に簡略化されたことに伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇香川県使用料、手数料条例及び建築基準法施行条例の一部を改正する条例（平成30年香川県条例第33号）

- 1 建築基準法（昭和25年法律第201号）の一部が改正され、建築物の敷地は道路に2メートル以上接しなければならないとする規定を適用しない建築物として、利用者が少数であるもので、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものが追加されたこと、同法の規定による制限が緩和される仮設建築物として、1年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等で、特定行政庁がその建築を許可するものが追加されたこと等に伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇香川県地方活力向上地域における県税の特別措置条例の一部を改正する条例（平成30年香川県条例第34号）

- 1 地域再生法（平成17年法律第24号）、地域再生法施行規則（平成17年内閣府令第53号）及び地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号）の一部改正に伴い、県税の特別措置条例について所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇香川県営住宅条例の一部を改正する条例（平成30年香川県条例第35号）

- 1 県営住宅及び共同施設の管理の一層の適正化を図るため、入居者の資格について、同居親族があることを要しない者に係る例示を削り、及び滞納している場合に当該資格を有しないこととなる金銭の範囲を拡大し、入居の許可の取消事由を追加し、駐車場の使用者の資格等を明確化し、並びに駐車場の使用の許可の取消し等について定める等の所要の改正を行うこととした。
- 2 平成31年4月1日から施行することとした。ただし、一部の規定は公布の日、一部の規定は平成30年12月1日から施行することとした。

◇香川県中小企業者等に対する融資に関する損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例（平成30年香川県条例第36号）

- 1 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 規則で定める日から施行することとした。

◇香川県病院等の人員及び施設の基準等に関する条例の一部を改正する条例（平成30年香川県条例第37号）

- 1 医療法（昭和23年法律第205号）及び医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成30年12月1日から施行することとした。